

宮城県職員「身だしなみ」基本方針と服装の5原則

軽装勤務（働きやすい服装での勤務）の通年化を実施するにあたり、職員の柔軟で多様な働き方を推進するとともに、宮城県職員としての品位を保持するための「運用の目安」として、「基本方針」及び「服装の5原則」を策定しました。

1 軽装勤務(働きやすい服装での勤務)の目的

年間を通じて、気候や業務内容などに合わせて、快適で働きやすい服装で勤務することができる職場環境を実現する。

2 基本方針

(1) 職責の自覚と自律

職員一人ひとりが自らの「職責」と「業務内容」を考慮し、自律的な判断のもと服装を選択することを基本とします。

(2) パフォーマンスの最大化

気候や執務環境に合わせ、心身ともに良好なコンディションを維持し、効率的に業務を遂行できる服装を推奨します。

(3) 相互尊重と公平性の確保

性別、年代、職種に関わらず、互いの選択を尊重し合える職場文化を醸成します。

3 服装の5原則

(1) 信頼性・品位

県民に安心感を与え、周囲の職員にも自然に受け入れられる姿であること。

(2) 公私の区別

レジャーに出かけるような格好や普段着のままではなく、色合い、柄なども含めて「公務を行う場」にふさわしい節度を保つこと。

(3) 清潔感

シワ、汚れなどにも気を配り、清潔感を保つこと。

(4) 安全性・機能性

業務（現場作業、災害対応等）に支障がなく、自身の安全が確保されていること。

(5) TPOの遵守

式典、議会、来賓対応、窓口、内部事務など、場面に応じた相応の服装をすること。

軽装として適当なもの(例)	軽装になじまないもの(例)
・ノーネクタイ、ノージャケット ・ポロシャツ ・Tシャツ（無地。来客対応時等はジャケット等を着用） ・カーディガン、タートルネック、セーター ・チノパン ・スニーカー、シューズ	・ジャージ、パーカー ・タンクトップ、キャミソール ・Tシャツ（迷彩色、蛍光色、柄物等） ・ジーンズ、スウェットパンツ ・短パン、極端に丈の短いスカート ・サンダル（自席での利用は可）

※上記は基本的な例示ではあるが、個々の服装の適否は従事する業務等を勘案して判断すること。